

第170号 平成23年3月25日発行

社団法人 柏法人会

会 社 法 人

消費税期限内納付

推進運動

会報

(発行所) 社団法人 柏法人会
 〒277-0023 柏市中央1-1-1
 ☎ 04-7163-3393
 FAX 04-7166-6629

(発行人) 会長 森田 和夫
 (編集責任者) 広報委員長 田一 員仁
 (印刷所) 広報委員 中央印刷 輝茂
 (題字) 柏校務部長 杉山 雅彦

平成23年 千葉県法人会連合会
新年賀詞交歓会 (千葉市)

坂田千五郎の藤川水右衛門

東洲堂写楽



茂木本家美術彫刻

会員数/千葉県42,194社 06柏法人会4,464社 (平成23年2月末日)

■URL <http://www.kashiwahoujinkai.or.jp> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

柏法人会会員

法人税確定申告書「別表一」に貼付する法人会の
 会員シールは会報の中に印刷いたしました。

法律
広場

Q

以前から勤務態度が悪い従業員がおり、他の従業員からの苦情も多かったため、社長である私が個別面談をして、会社を辞めてもらうことにしました。面談の時は彼も納得して退社したようですが、会社に来なくなって3ヶ月後に裁判をおこされました。退職後は出社していないにもかかわらず、出社していない期間の賃金の支払等を求める内容でした。なぜなの

A

社長の判断自体は間違っていないが、法律上確実な手続きをとっておくべきでした。

従業員が自主的に会社を辞めたのであれば、通常今回のケースでは何も問題はありませんが、他方、会社が一方的に従業員を解雇させたという点であれば、解雇に関する様々な法律上の制限をクリアしないとダメです。会社は従業員を無制限に解雇することはできません。

「質問の場合、状況からしますと、社長の説得に納得して従業員が辞めた」ということと理解できますので、本来であれば、何も問題は無いはずですが、従業員が自主的に会社を辞めたと言えはまずです。では何が問題であったのでしょうか。

一番の問題点は証拠を残しておかなかったことです。従業員がきちんと退職届を作成していれば問題はありませんでした。退職届には、「退職届」という題名を記載して、

「このたび、一身上の都合により平成何年何月何日をもって退職いたします」等の文章を入れ、作成日付・従業員の署名・押印をします。文章自体は会社で作成して全く問題はありません。従業員の署名・押印のみ確実に従業員本人がする

ことが必要です。

この退職届があれば裁判の中でも「解雇ではなく退職です。退職後の給与は当然支払いません」と言えるので何も問題はありません。書類でも1枚作成しておくだけで大きなトラブルを簡単に回避できます。書類での証拠がないと、後日従業員が事実をねじ曲げて主張してきた場合の対応に時間・費用面で多大なコストが発生してしまいます。経営は、細かい努力・改善の積み重ねです。細かい点にも「凡事徹底」の姿勢で望みたいものです。

なお、上記のケースで従業員を一方的に解雇したと裁判所が判断した場合には解雇に関する各種法律の制限の規定が適用されます。解雇が無効であれば解雇後の賃金を支払う必要等が出てしまいます。

※よつば総合法律事務所は柏法人会の会員です。3月会報から身近な法律問題を中心に記事を掲載してまいります。



当事務所では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際には当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は法人会会員である旨をお伝えください。)

弁護士法人よつば総合法律事務所 千葉県柏市柏1丁目5番10号
水戸屋色番館ビル4階 TEL04-7168-2300

弁護士 大澤一郎 電話受付時間 平日9時から18時

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>



よつば総合法律事務所
大澤 弁護士

大手市出身(昭和52年生)
東京経済大学・東大法学部を経て
平成14年弁護士登録
(千葉県弁護士会所属)